

平成30年度福津市利用者負担基準額(保育認定・保育料)表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			利用者負担(月額)						
国の階層区分	市の階層区分	定 義	3歳未満児		3歳児		4歳以上児		
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
1	1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
2	2	市町村民税非課税世帯 ※第2子以降は無料	8,550円 (0円)	6,800円 (0円)	5,700円 (0円)	4,500円 (0円)	5,700円 (0円)	4,500円 (0円)	
3	3	第1階層及び第2階層を除き市町村民税所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	18,550円 (8,800円)	15,550円 (7,300円)	15,700円 (6,000円)	12,700円 (4,800円)	15,700円 (6,000円)	12,700円 (4,800円)
4	4		48,600円以上 97,000円未満	28,550円 (8,800円)	25,550円 (7,300円)	25,700円 (6,000円)	22,700円 (4,800円)	25,700円 (6,000円)	22,700円 (4,800円)
5	5 A		97,000円以上 140,000円未満	40,500円	37,500円	38,280円	35,080円	31,200円	28,000円
	5 B		140,000円以上 169,000円未満	40,950円	37,950円				
6	6 A		169,000円以上 238,000円未満	56,750円	53,750円	38,280円	35,080円	31,200円	28,000円
	6 B		238,000円以上 266,000円未満	57,350円	54,350円				
	6 C		266,000円以上 301,000円未満	57,950円	54,950円				
7	7		301,000円以上 397,000円未満	76,000円	73,000円	38,280円	35,080円	31,200円	28,000円
8	8	397,000円以上	91,120円	87,920円	38,280円	35,080円	31,200円	28,000円	

※・世帯の階層区分は、4月～8月は前年度の市町村民税所得割課税額、9月～3月は当年度の市町村民税所得割課税額により決定する。

- ・同一世帯から2人以上が下記に該当する場合、最年長者は基本額、次年長者は半額、それ以降は無料とする。
- ・保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期施設通所部に入所又は通所している場合
- ・市町村民税所得割課税額が77,101円未満の母子、父子及び障がい者のいる世帯は()の金額になり、年齢に関係なく第2子以降無料とする。
- ・市町村民税非課税世帯の場合、年齢に関係なく第2子以降無料とする。
- ・上記以外の世帯の市町村民税所得割課税額が57,700円未満の場合、年齢に関係なく第2子半額、第3子無料とする。
(10円未満の端数は切り捨てる。)